

第 52 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

- (1) 福祉のまちづくり条例改正に係るパブリックコメントの実施について

【資料 1－1】パブリックコメント公募要領

【資料 1－2】福祉のまちづくり条例改正に関する意見書

- (2) バリアフリー法の政令改正に伴う横浜市の対応について

【資料 2－1】バリアフリー法の政令改正に伴う横浜市の対応について

(便所・駐車施設・客席)

【資料 2－2】別紙（改正内容：便所、駐車施設、客席）

【資料 2－3】（参考資料）建築物のバリアフリー基準の見直し方針

3 報告

- (1) 令和 5 年度及び令和 6 年度 福祉のまちづくり推進事業について

【資料 3－1】令和 5 年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

【資料 3－2】令和 6 年度 予算概要

- (2) パーキング・パーミット制度の実施について

【資料 4－1】横浜市記者発表資料（令和 6 年 6 月 26 日）「横浜市パーキング・パーミット制度（横浜市障害者等用駐車区画利用証制度）を開始します」

【資料 4－2】制度周知のちらし

- (3) (仮称) 2027 年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会の設置について

【資料 5】「(仮称) 2027 年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会」への参加依頼について

4 その他

※1 合理的配慮の提供

障害者が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡失したまたは過度の負担を課さないものをいう（障害者権利条約より抜粋）

※2 福祉のまちづくり推進会議

市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりに関する基本的事項を調査審議するため、設置される附属機関です。構成する委員は、学識経験者や事業者、障害者団体の代表者などです。

※3 障害者差別解消法

全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月に制定されました。

※4 障害者権利条約

障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現のための措置等について定める条約です。平成26年に日本で批准されました。

問い合わせ

横浜市役所健康福祉局福祉保健課
電話番号：045-671-2387

✂ 切り取り ✂

2. 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備を新たに責務規定として定めることについて

3. 障害者権利条約および障害者差別解消法など関連法における理念や考え方を踏まえた条文の見直しを行うことについて

横浜市福祉のまちづくり条例改正に係るパブリックコメント実施について

市民の皆様から
ご意見を募集します

パブリックコメント募集期間 令和6年 8月7日(水)～9月5日(木)

横浜市福祉のまちづくり条例において、高齢者、障害者等が安全かつ円滑に建物を利用でき、あらゆる活動に参加できる環境を整備するため、市と事業者が行う協議の中で、合理的配慮の提供※1について認識を深め、実践に繋げるための改正を予定しています。
このたび、福祉のまちづくり推進会議※2などで検討を重ね、条例改正の方針を取りまとめましたので、市民の皆様のご意見を募集します。

条例改正の背景と目的

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法※3」といいます）」では、障害者等が日常生活及び社会生活で直面する障壁を、社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものとし、これを社会的障壁と呼んでいます。
そして社会的障壁を除去するため、合理的配慮の提供が的確に行われるよう、建物の改善や職員への研修等といった環境の整備を市や民間事業者に求めています。
そこで横浜市においても高齢者、障害者等が安全かつ円滑に建物を利用でき、あらゆる活動に参加できる環境を整備するため、市と事業者が行う協議の中で、合理的配慮の提供について認識を深め、実践に繋げるための手続きを新設するとともに、根拠となる責務規定などの見直しを行います。またその他の条文についても近年の社会情勢の変化を反映させるため、合わせて改正を行います。

条例改正の方針

詳細は中面をご覧ください▶

- | | |
|---|--|
| 1 | 福祉のまちづくり条例に基づく施策が、共生社会の実現に資するよう定めます。 |
| 2 | 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備を新たに責務規定として定めます。 |
| 3 | 障害者権利条約※4および障害者差別解消法など関連法における理念や考え方を踏まえた条文の見直しを行います。 |

※1～※4の注記は、4ページをご参照ください。

今後のスケジュール

このパブリックコメント手続きでいただいたご意見などを考慮して条例改正案を確定し、改正手続きを行います。

令和6年8月7日(水)～9月5日(木)	パブリックコメントの募集
令和7年4月予定	改正条例の公布
令和7年中を予定	改正条例の施行

条例改正の方針について

1. 福祉のまちづくり条例に基づく施策が、共生社会の実現に資するよう定めます。

課題

障害者差別解消法などの目的として掲げられている「共生社会の実現」に資するためには、福祉のまちづくり条例が、これまで行ってきた建物のバリアフリー化だけではなく、制度や慣行、観念などによるバリアを解消する必要があります。

改正案

障害者差別解消法などで目的として掲げられている「共生社会の実現」を福祉のまちづくり条例においても目的として掲げます。これにより福祉のまちづくりの施策が、共生社会の実現のため、建物のバリアフリー化に加えて、制度や慣行、観念などによるバリアの解消も含めて実施していくことを示します。

2. 合理的配慮の提供を的確に行うための環境整備を新たに責務規定として定めます。

課題

高齢者・障害者等が社会の中で直面する社会的障壁の除去を実施し、福祉のまちづくりの目指す環境の整備を行っていくためには、合理的配慮の提供の実践と合理的配慮の提供が的確に行われるための環境整備が必要です。しかし福祉のまちづくり条例の責務において、これらの環境整備は責務になっていません。

改正案

福祉のまちづくり条例における市の責務および事業者の責務に、高齢者・障害者等へ適切な情報提供や合理的配慮の提供を的確に行うために必要な措置を講ずることを新たに追加します。またこの責務を根拠として、福祉のまちづくり条例に基づく手続きの中に、合理的配慮の提供について認識を深め、実践に繋げるための手続きを新たに設けます。

3. 障害者権利条約^{*4}および障害者差別解消法など関連法における理念や考え方を踏まえた条文の見直しを行います。

課題

障害者権利条約では、障害者の人権と基本的自由の平等な享有の促進や固有の尊厳の尊重を促進することを目的としています。また障害者差別解消法などでは、障害のとらえ方については、社会的障壁に焦点をあてた定義をしていますが、福祉のまちづくり条例においては、これらの理念や考え方の反映が不十分な点があります。

改正案

福祉のまちづくり条例における高齢者・障害者等の定義を社会的障壁に焦点を当てた定義に見直します。またそのほかの条文についても障害者権利条約などの理念や目的を踏まえた見直しを行います。これにより福祉のまちづくりに基づく施策が、高齢者・障害者等の人権の尊重を基礎として行われることを示します。

意見提出方法

1

横浜市電子申請・届出システムを利用する場合

右の二次元コードを読み込み、本市の電子申請・届出システムから提出してください。

二次元コード

2

メールの場合

意見投稿様式（本市ウェブサイトからダウンロード）に、ご意見を入力の上、件名に【パブリックコメント】と入れて、次の電子メールアドレスに送信してください。
電子メールアドレス：kf-fukumachi@city.yokohama.jp

3

郵送の場合

下部の意見提出書を切り取り、下記まで郵送してください。 ※9月5日消印有効
〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10
健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当 宛

4

FAX の場合

下記にお送りください。
FAX：045-664-3622
健康福祉局福祉保健課福祉のまちづくり担当 宛

注意事項

●ご意見への直接の回答は行いません。またご意見を正確に把握する必要があるため、電話でのご意見の受付はいたしません。●いただいたご意見の内容は、氏名、住所、電話番号及び電子メールアドレスを除き、公開される可能性がありますので、あらかじめご承知おきください。●ご意見の提出に伴い取得した個人情報、「横浜市個人情報の保護に関する条例」に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合などの連絡・確認に限って利用します。

意見提出書

横浜市健康福祉局福祉保健課
福祉のまちづくり担当 宛

令和 年 月 日

〒 〇〇〇
住 所

氏 名

注1：法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載してください。

電話番号

注2：その他上記の注意事項をご確認ください

注3：令和6年8月7日(水)から令和6年9月5日(木)までにご提出ください。(9月5日消印有効)

電子メールアドレス

横浜市福祉のまちづくり条例改正の各方針について、ご意見をお寄せください。

1. 福祉のまちづくり条例に基づく施策が、共生社会の実現に資するよう定めることについて

横浜市福祉のまちづくり条例改正に関する意見書

令和6年6月

横浜市福祉のまちづくり推進会議

横浜市福祉のまちづくり専門委員会

1 検討の概要

(1) 検討の体制

横浜市福祉のまちづくり推進会議は、市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として設置された。

また横浜市福祉のまちづくり専門委員会は、推進会議の承認を得て設置される下部組織で、福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討や事務局への助言などを目的に設置される。

横浜市福祉のまちづくり条例改正の内容を検討するための横浜市福祉のまちづくり専門委員会は、第 49 回横浜市福祉のまちづくり推進会議（令和 4 年 12 月 19 日開催）にて、承認を得て立ち上げられた。

横浜市福祉のまちづくり条例（以下「福祉のまちづくり条例」という）抜粋

（設置）

第 7 条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

3 推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

(2) 検討の対象となる条文

提言の対象は、福祉のまちづくり条例の前文、第 1 条「目的」、第 2 条「定義」、第 3 条「市の責務」、第 4 条「事業者の責務」及び第 18 条「市民参画の確保」となる。

(3) 検討の論点

近年、日本においては、障害者権利条約への批准や障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という）など関連法の整備が行われ、福祉の分野において、新しい考え方が示されている。関連法では、高齢者、障害者等が暮らしやすいまちづくりを推進するため、建築物のバリアフリー化を推進するとともに、心のバリアフリーの促進と併せ、ハード・ソフト両面からの取組が求められている。

特に令和 3 年 6 月 4 日に公布された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部を改正する法律により改正された障害者差別解消法（以下「改正障害者差別解消法」という）の民間事業者による合理的配慮の提供義務化を受け、ソフト分野のさらなる充実が求められている。

こうした点を踏まえ、以下を本検討の主たる論点とする。

- 福祉のまちづくり条例について、理念規定に関して近年の福祉分野における社会変化を踏まえた見直しを検討する。また民間事業者による合理的配慮の提供義務化などを踏まえ、福祉のまちづくり条例におけるソフト施策の充実について検討を行う。

(4) 検討スケジュール

専門委員会

回数	時期	内容
第1回	令和5年 3月2日（木）	・副委員長選出 ・条例改正事務局案 ・スケジュールについて
第2回	令和5年 6月16日（金）	・条例改正案について ・事務手続きについて ・事業者向けヒアリングについて
第3回	令和5年 6月26日（月）	条例改正案検討 ・前文 ・定義「高齢者・障害者等」
第4回	令和5年 10月30日（月）	条例改正案検討 ・行政、事業者、市民の責務 ・市民参画の確保
第5回	令和5年 12月20日（水）	条例改正案検討 ・行政、事業者、市民の責務 ・市民参画の確保 ・専門委員会案とりまとめ ・スケジュールについて ・事業者向け研修資料の共有

※ 上記のほか、「合理的配慮の提供」に関するチェックシートの内容を検討するため、作業部会を設置し検討（R5. 8. 15～R5. 10. 3 まで全5回実施）

推進会議

回数	時期	内容
第49回	令和4年 12月19日（月）	・ソフト施策の強化を目的とした条例改正の検討体制について
第50回	令和5年 7月10日（月）	・専門委員会の検討状況について

第 52 回	令和 6 年 7 月 31 日（水）	・ 条例改正に係るパブリックコメントの実施について
第 53 回	令和 6 年度中に 実施	・ 条例改正に係るパブリックコメントの結果について （報告）

2 福祉のまちづくり条例改正の背景

これまで、法基準の変更に伴う福祉のまちづくり条例施行規則の改正は行われてきた一方、障害者権利条約及びその関連法が示した理念等の反映が行われてこなかった。

そこで福祉のまちづくり条例改正にあたっては、以下の社会の変化を踏まえた改正が必要である。

(1) 個人（医学）モデルから社会モデルへの転換

これまで障害とは個人の身体にあり、リハビリテーションや治療などにより個人が克服するものという、いわゆる個人モデルとして捉えられてきた。

それに対して、社会モデルとは、障害が個人の機能障害と社会環境の相互作用によってもたらされるものであり、この障害を解消する責任は社会にあるという考え方になる。

社会モデルによる障害のとらえ方は、今後の福祉施策を考える中で、最も重要な観点であるが、平成 24 年に全部改正された横浜市福祉のまちづくり条例には、この社会モデルの観点で施策を進めていくことが明記されていない。

今回の改正では、社会モデルの観点から障害をとらえなおし、福祉のまちづくり条例に明記すべきである。

(2) 社会的障壁（バリア）の除去

社会モデルの考えに基づき、関連法では「高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの」を社会的障壁と定義し、事業者や行政にこれらを除去することを求めている。

さらに障害者差別解消法では、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を的確に行うために、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備を行うことを求めている。

福祉のまちづくりとして定義に規定している環境の整備を実施するためにも、福祉のまちづくり条例中で社会的障壁の除去に言及するとともに、手段として示されている合理的配慮の提供が行政・事業者共に着実に実施されるよう、仕組み作りが必要である。

(3) 合理的配慮の提供義務化

障害者権利条約では、平等を促進し、及び差別を撤廃することを目的として、合理的配慮が提供されることを確保するための全ての適当な措置をとると記載されている。

そして改正障害者差別解消法では、民間事業者も含め合理的配慮の提供が義務化されたところである。さらに同法では、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を的確に行うために、従来のハード整備に加えて研修など必要な環境の整備を行うことを求めている。

このことを踏まえ、福祉のまちづくりで掲げる環境整備を推進するため、合理的配慮について、認識を深め、実践に繋げていく必要がある。

(4) 「共生社会の実現」の明記

障害者権利条約に先立って整備された関連法では、目的や基本理念に共生社会の実現が明記されている。福祉のまちづくり条例は、市独自の条例ではあるものの、社会全体の変化を踏まえ、関連する法律などとの整合性を取ることを目指すべきである。

3 改正の方向性

福祉のまちづくり条例において、福祉のまちづくりとは「高齢者、障害者等を含む全ての人が相互に交流し、支え合うとともに、安全かつ円滑に施設を利用することができ、あらゆる分野の活動に参加することができる環境を整備すること」としている。

これまで、この環境を整備するための具体的な取組は、福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を通じたハード整備が中心であり、ソフト面の取組は、福祉のまちづくり推進指針をはじめとした広報による障害理解などの啓発にとどまってきた。

しかしすでに述べてきたとおり、社会においては個人モデルから社会モデルへの意識転換が行われ、高齢者・障害者等が社会生活又は日常生活において直面する社会的障壁が、ハード面のみならず制度や慣行、観念その他一切のものであることが示されている。

さらに障害者差別解消法では、社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮の提供を的確に行うため、ハード面の整備に加えて研修などの必要な環境の整備を責務としている。

つまり、これまでのハード面の整備だけでは、福祉のまちづくりとして定義されている環境の整備を達成することができないと示されている。

今回の改正の意義は、これまでのハードの環境整備に加えて、さらに一步踏み込んだソフト面の取組が必要であることを明らかにするとともに福祉のまちづくり条例に基づく事前協議を通じたソフト面の取組を創設するための根拠を示すことにある。

以下に、今回検討対象としている条文の改正について記載する。

(1) 前文

現福祉のまちづくり条例の前文は、平成 24 年条例改正の際に設けられたが、以降、修正されておらず、時代の変化に伴い出てきた障害者差別解消法や改正バリアフリー法などの考え方が取り入れられていない。前文は各条文の解釈に影響を与えるものであることから、新しい考え方に基づいた福祉のまちづくりを推進するためにも前文を修正する必要がある。い。

また近年の課題として取り上げられている少子高齢化や孤立は、依然として課題としてありつつも、近年とはいいがたい。課題として取り上げるのであれば、今まで認識されてこなかった価値観の多様化こそが新たな課題になっている。

特に福祉のまちづくりの基本理念として記載されている部分については、高齢者・障害者等の人権と尊厳の観点からも表現を改めなければならない箇所がある。

以上を踏まえ、今回の改正においては、前文中に、近年の課題である価値観の多様化、社会的障壁の除去の必要性、そして人権と尊厳の尊重を基本とする内容に修正することで、福祉のまちづくり条例の各施策が、何を基礎として、何を目指して行われているのかを明確にする。

特に福祉のまちづくり条例による施策が、従来の「心・やさしさ・思いやり」等を基調としたものから、障害者権利条約にもある人権と尊厳の尊重を基本理念としたものへと転換することは、非常に重要なことである。

(2) 目的

前文と同様、平成 24 年以降修正をしておらず、障害者権利条約及びその関連法改正で示された「社会的障壁の除去」や「共生社会の実現」といった新しい考えが明記されていない。

また平成 24 年の条例改正の際にも、福祉のまちづくり委員から懸念されていたとおり、条文中にバリアフリー法の引用が入ることで、福祉のまちづくり条例がハードの規定をする条例という一面的な見方が強まりやすい傾向がある。

以上を踏まえ、今回の改正においては、まず目的規定として新たに「社会的障壁の除去に資すること」を記載することで、これまで福祉のまちづくりとして行われてきたハード面の社会的障壁の除去に加えて、それ以外の社会的障壁の除去に資することを目的としていることを示す。

これにより、社会的障壁の除去の実施について、必要な合理的配慮の提供をはじめとしたソフト面の取組を福祉のまちづくりの一環として求めていることを示す。

またこれらのハードとソフトの両面からの取組によって目指すべき姿として「共生社会」を掲げることで、関連法との整合性を図り、市民、事業者、行政が一体となって強力に推し進めていくことを示すことができる。

(3) 定義

すでに述べた通り、社会モデルの考え方に基づいた障害のとらえ方が社会においてはスタンダードになっている。この定義についても、特に社会的障壁という言葉に重点を置いて、本人の身体ではなく社会的問題に目を向けているということを示すべきである。

(4) 市の責務及び事業者の責務

すでに目的規定でも述べた通り、福祉のまちづくりとして定義されている環境を実現するには、合理的配慮の提供を含めた一歩踏み込んだソフト面の取組強化が必要である。

そのためには福祉のまちづくり条例に基づく事前協議のなかで、合理的配慮について、認識を深め、実践に繋げていく仕組みが必要である。またこの仕組みが実効性のあるものとするためにも、市及び事業者の双方に義務付ける必要がある。

しかしながら、現在の責務規定は、「高齢者、障害者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずる」とだけ記載され、具体的な手段も物理的環境の整備に留まっている。

そこで、福祉のまちづくりが必要としている一歩踏み込んだソフト面の環境整備を責務規定に具体的に記載し、これを根拠とした具体的手段を導入する。

これにより市・事業者の双方が、社会的障壁の除去に資するような措置を講ずることで、ハードとソフトの両面からの福祉のまちづくりがさらに推進していくことを期待する。

(5) 市民参画の確保

障害者権利条約は、「私たちのことを私たち抜きで決めないで (Nothing About Us Without Us)」を合言葉に、障害当事者が参加して作成された。この流れを受けて、今後、行政のさまざまな計画策定にあたっては、当事者参画が当然、推進されていくべきである。

横浜市では、すでに個別の事案で、当事者参画が図られている事業がいくつかある。またこれまでも福祉のまちづくりの施策の一環として福祉のまちづくり推進指針のなかでも、当事者参画の重要性を訴えてきている。しかしながら、横浜市全体としては、当事者参画を積極的に推し進めているとはいいいがたい。

今回の改正においては、福祉のまちづくり条例に、公共施設の整備計画等で当事者参画を推し進めていくことを明記し、これを契機として民間の施設計画等においても当事者参画が進み、横浜におけるインクルーシブなまちづくりを推進していくことに繋がっていくことを期待する。

4 まとめ

これらの要素を取り入れた条例改正により、これまでのハード偏重によるバリアフリー推進から、ハードとソフトの両面からのバリアフリー推進へ脱却し、共生社会の実現に資することを目指す。

バリアフリー法の政令改正に伴う横浜市の対応について (便房・駐車施設・客席)

資料 2-1

1 趣旨

高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められていることから、今般バリアフリー法の政令が改正され車椅子使用者用の「便所」及び「駐車場」に係る設置基準の見直し、並びに「劇場等の客席」に係る設置基準が創設されました。(令和6年6月21日公布、令和7年6月1日施行)

については、改正基準が福祉のまちづくり条例(以下、「条例」という。)で定めている基準を上回るため、本市条例の基準と整合を図る必要があります。

2 バリアフリー法政令の改正内容について

- ・車椅子使用者用便房の設置基準見直し (別紙1)
- ・車椅子使用者用駐車施設の設置基準見直し (別紙2)
- ・車椅子使用者用客席の設置基準創設 (別紙3)

3 本市の対応について

本市条例の建築物移動等円滑化基準(※1)及び指定施設整備基準(※2)について、バリアフリー法政令改正をふまえて、横浜市の基準の見直しを検討します。

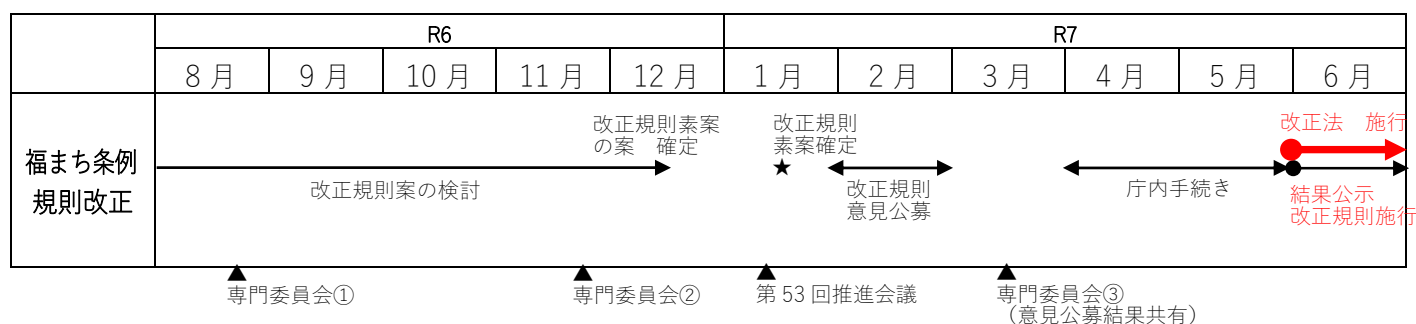
なお、基準案の検討にあたっては、福祉のまちづくり条例第7条第3項に基づき専門委員会を設置し、対応案をお諮りする予定です。

4 今後の規則改正スケジュール(案)

改正法の施行(令和7年6月1日)と同日施行を目指して、規則改正の検討を進めます。

5 参考資料

建築物のバリアフリー基準の見直し方針(国土交通省)



(※1) 建築物移動等円滑化基準

バリアフリー法に基づく全国共通の基準で、法律上、遵守する義務がある基準。建築確認において適合状況を審査し、適合しないと工事着手ができない。(地方公共団体は条例により義務対となる床面積の引下げや必要な基準を付加することができる。)

(※2) 指定施設整備基準

より使いやすい施設整備の実現を目指すための横浜市独自の基準。条例で遵守することが義務付けられており、市との事前協議が必要。

■専門委員名簿

区分	氏名	役職
学識経験者	大原 一興	横浜国立大学 地域連携推進機構 学長特任補佐 名誉教授
	橋本 美芽	東京都立大学大学院人間健康科学研究科 准教授
	川内 美彦	東洋大学人間科学総合研究所 客員研究員
劇場施設管理者	恵良 隆二	横浜市芸術文化振興財団 専務理事
事業者団体	山本 浩行	一般社団法人 神奈川ビルディング協会 会員
建築関係団体	八木 佐知子	一般社団法人 横浜市建築士事務所協会 理事
	根岸 久司	日本建築行政会議 バリアフリー分科会 会員
身障者団体	山根 則子	横浜市オストミー協会 会長（公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）
	白石 幸男	横浜市脳性マヒ者協会 会長（公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）
	今野 英樹	横浜市車椅子の会 会長（公益社団法人 横浜市身体障害者団体連合会）

10名

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

【法】義務基準

現行

・ 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>
・ (便所を設ける階において) 当該階に1箇所以上※設ける。
<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)
・ 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。
<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合)
階の床面積が
・ 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
・ 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。
※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

【条例】義務基準・指定施設整備基準

■義務基準

現行

・ 建築物に1箇所以上を設ける。

■指定施設整備基準

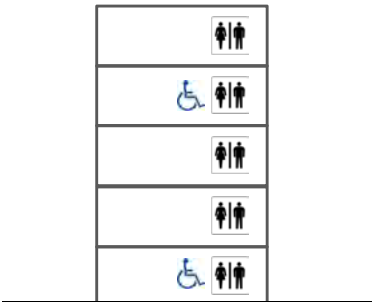
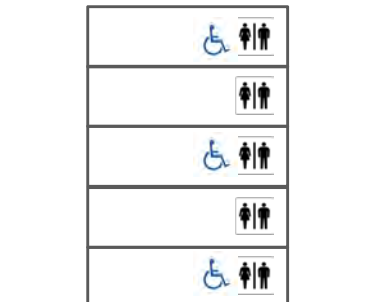
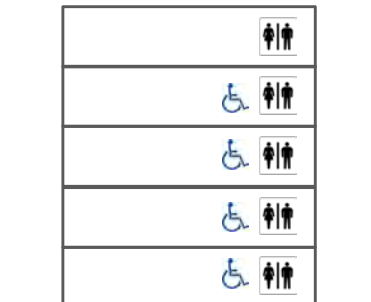
現行

・ 同上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある

見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便所の設置イメージ

（１）「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便所の設置イメージ

（２）「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000m²/階 	50,000m²/階 	70,000m²/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000m ²	150,000m ²	210,000m ²
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

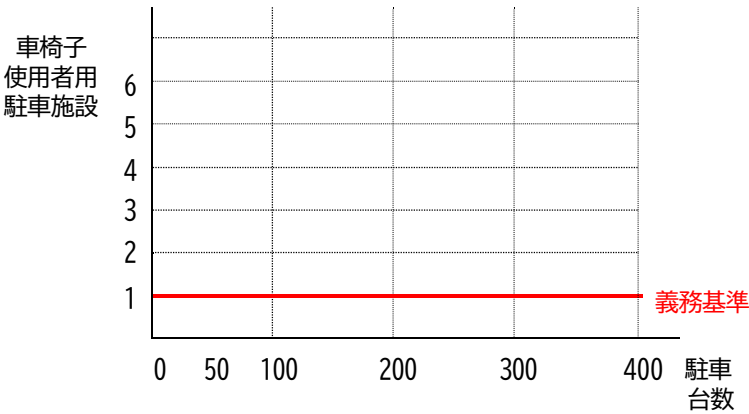
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

【法】義務基準

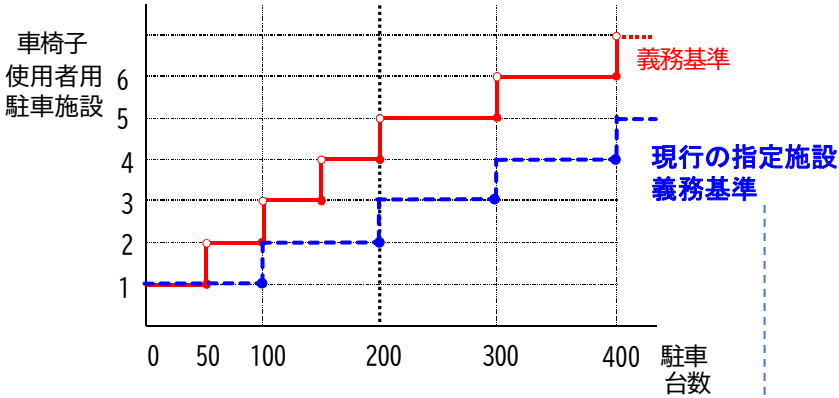
現行

・ **1台以上**を設ける。



見直し案

- ・ **200台以下**の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ **201台以上**の場合、**1% + 2台以上**を設ける。



【条例】義務基準・指定施設整備基準

■義務基準

現行

- ・ **1台以上**を設ける。
- ・ 総台数101台以上（機械式除く）の場合 **1%以上**設ける。

■指定施設整備基準

現行

- ・ 同上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある

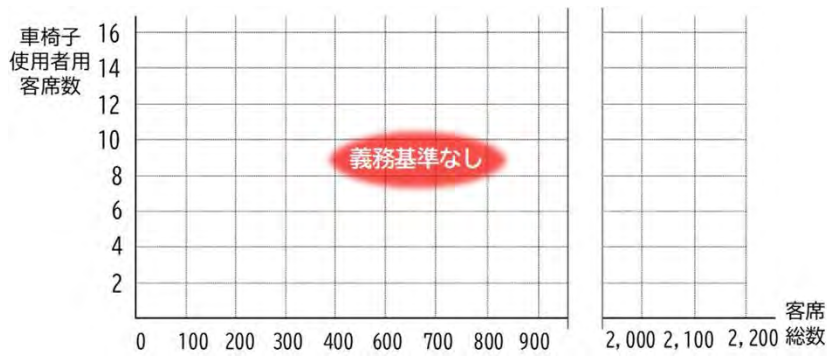
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し方針と条例

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、客席の総数に対する割合で定めるよう見直しを行う。

【法】義務基準

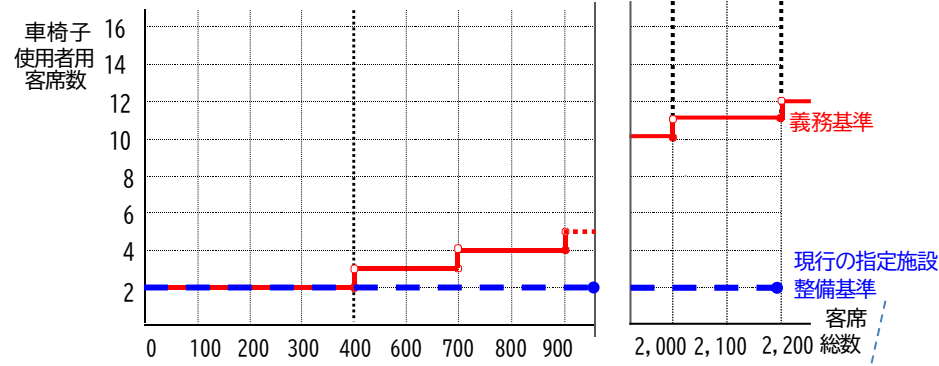
現行

- 基準なし



見直し案

- 400席以下の場合、2席以上を設ける。
 - 401席以上の場合、0.5%以上を設ける。
- ※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



【条例】義務基準・指定施設整備基準

義務基準

現行

- 基準なし

指定施設整備基準

現行

- 2席以上

条例・規則も設置数を引き上げる必要がある

建築物のバリアフリー基準の見直し方針

建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG報告
(令和6年3月29日)

車椅子使用者用便房の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用便房の設置数について、**原則、各階に1箇所以上を設置する**よう見直しを行う。

義務基準

現行

- 建築物に1箇所以上を設ける。

見直し案

<標準的な建築物>

- 各階に1箇所以上※設ける。

<小規模階を有する建築物> (床面積1,000㎡未満の階(小規模階)を有する場合)

- 小規模階の床面積の合計が1,000㎡に達する毎に1箇所以上※設ける。

<大規模階を有する建築物> (床面積10,000㎡を超える階(大規模階)を有する場合) 階の床面積が

- 10,000㎡を超え40,000㎡以下の場合、当該階に2箇所以上※を設ける。
- 40,000㎡を超える場合、20,000㎡毎に1箇所を追加※する。

※ 建築条件に応じた設計の自由度を確保するため、設置箇所は任意とする。

不特定かつ多数の者利用or高齢者障害者が利用する便所が設けられている階ごとに1以上

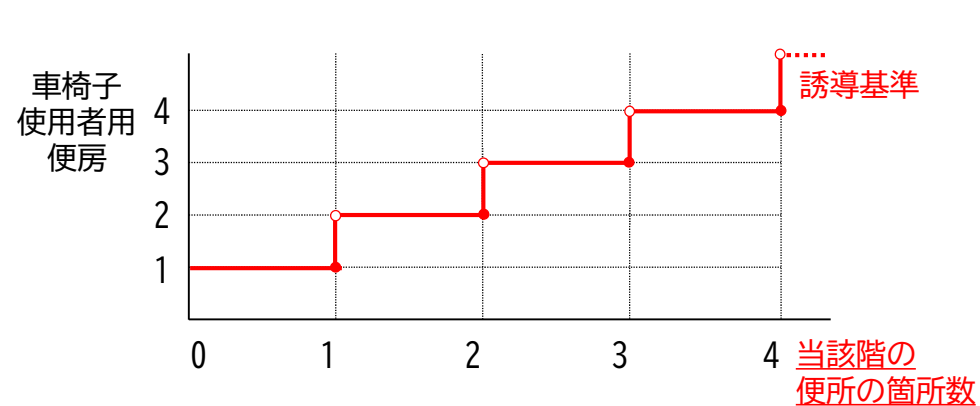
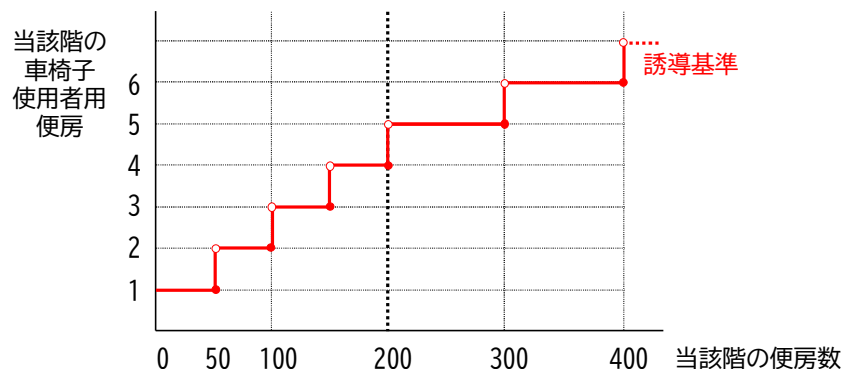
誘導基準

現行

- 各階に1箇所以上を設ける。
- 階の便房数が200箇所以下の場合、2%以上を設ける。
- 階の便房数が201箇所以上の場合、1%+2箇所以上を設ける。

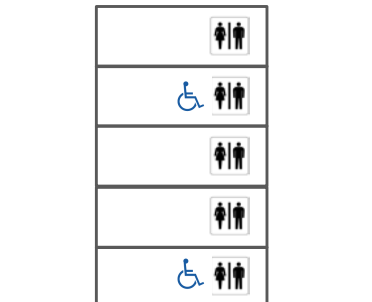
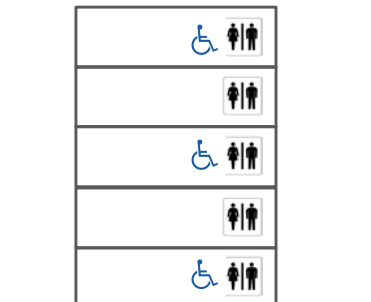
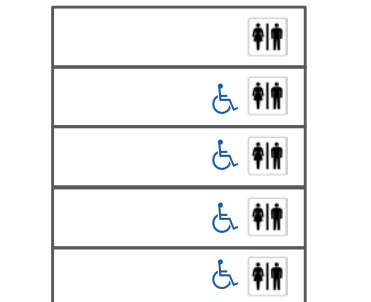
見直し案

- 便所のある箇所に1箇所以上を設ける。



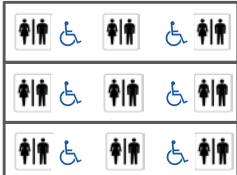
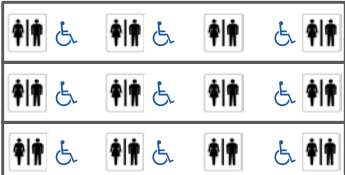
見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便房の設置イメージ

（１）「小規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース①	ケース②	ケース③
便所のある階のイメージ	400～599.8㎡/階 	600～799.8㎡/階 	800～999.8㎡/階 
階数	地上5階	地上5階	地上5階
延べ床面積	2,000～2,999㎡	3,000～3,999㎡	4,000～4,999㎡
便所のある階の数	5	5	5
建築物に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

見直し方針（義務基準）に基づく車椅子使用者用便所の設置イメージ

（２）「大規模階を有する建築物」に該当する場合

	ケース④	ケース⑤	ケース⑥
便所のある階のイメージ	30,000m²/階 	50,000m²/階 	70,000m²/階 
階数	地上3階	地上3階	地上3階
延べ床面積	90,000m ²	150,000m ²	210,000m ²
当該階の便所の数	3	4	4
当該階に設置する車椅子使用者用便房の数	2	3	4

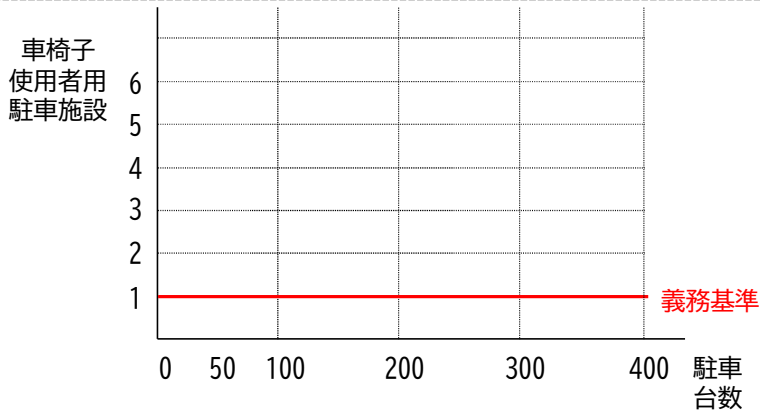
車椅子使用者用駐車施設の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正により、車椅子使用者用駐車施設の設置数について、**駐車台数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

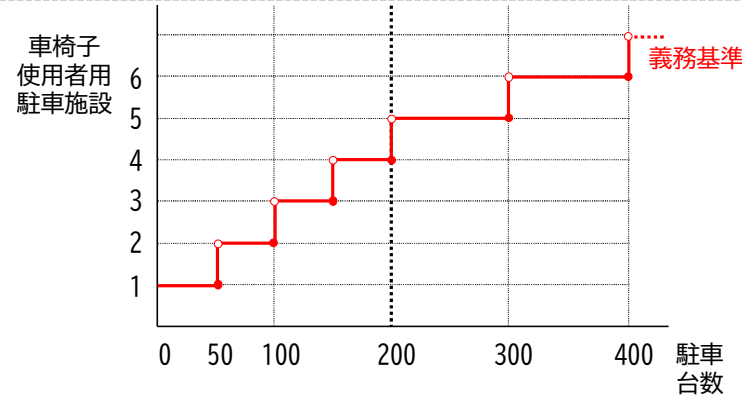
現行

- 1台以上を設ける。



見直し案

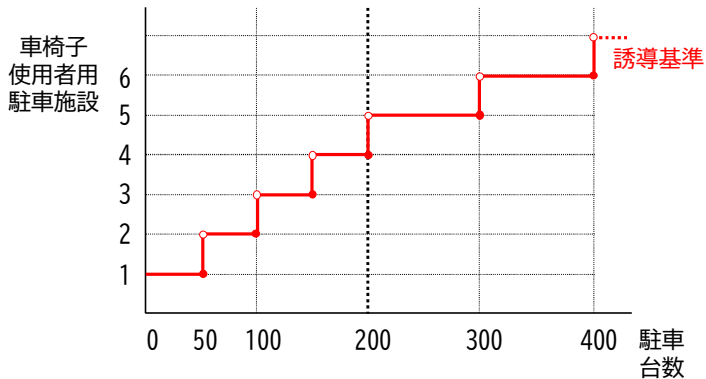
- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



誘導基準

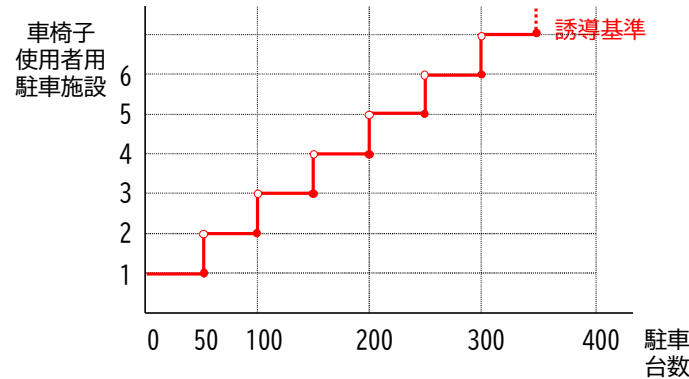
現行

- 200台以下の場合、2%以上を設ける。
- 201台以上の場合、1% + 2台以上を設ける。



見直し案

- 2%以上を設ける。



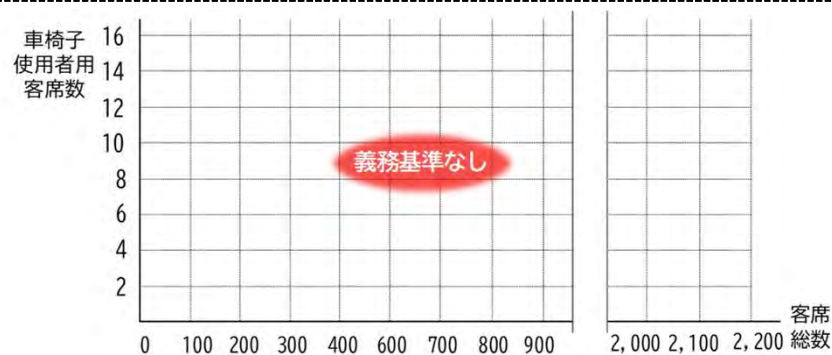
車椅子使用者用客席の設置数に係る基準の見直し方針

バリアフリー法の政令改正（条文新設）により、車椅子使用者用客席の設置数について、**客席の総数に対する割合で定める**よう見直しを行う。

義務基準

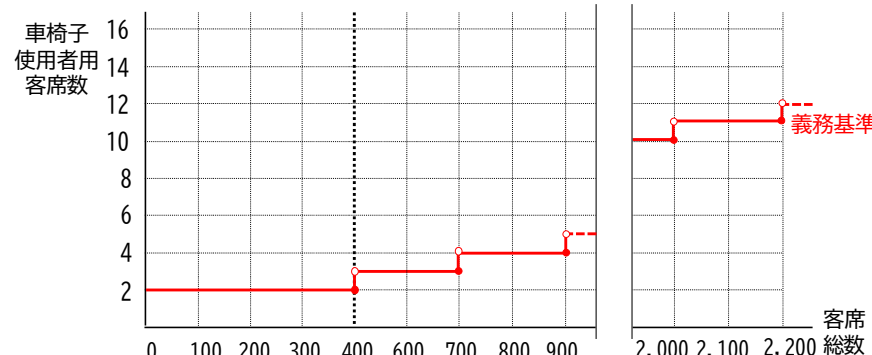
現行

- ・ 基準なし



見直し案

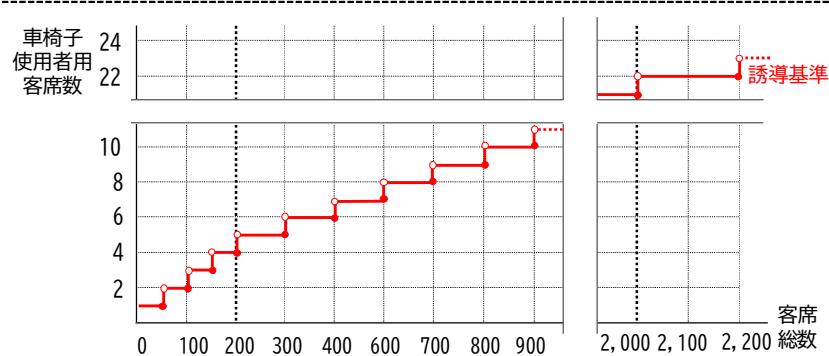
- ・ 400席以下の場合、**2席以上**を設ける。
 - ・ 401席以上の場合、**0.5%以上**を設ける。
- ※ 構造に係る基準（幅90cm以上、奥行135cm以上等）も定める。



誘導基準

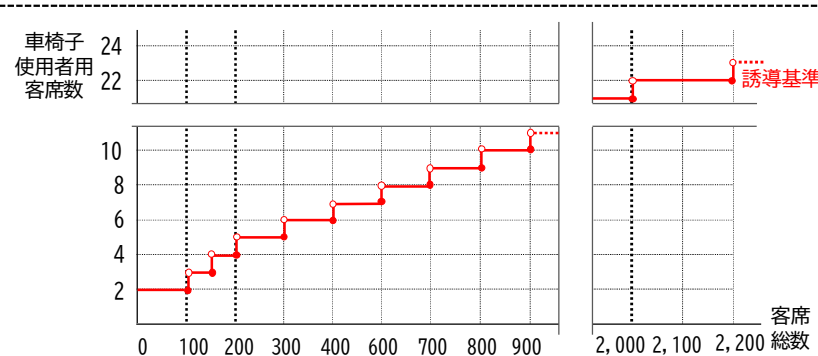
現行

- ・ 200席以下の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



見直し案

- ・ 100席以下の場合、**2席以上**を設ける。
- ・ 100～200席の場合、**2%以上**を設ける。
- ・ 201～2,000席の場合、**1%+2席以上**を設ける。
- ・ 2,001席以上の場合、**0.75%+7席以上**を設ける。



各施設の設置数に係る基準の見直し案に対する主な意見への対応方針

- 「各施設の設置数に係る基準」以外の様々な意見については、まずは令和6年度に予定している「建築設計標準」や「（仮称）当事者参画ガイドライン」に反映する。
- サイトラインの確保等客席に係るその他の事項については、上記に加え、令和6年度以降も継続して、①現状の把握（海外制度含む）、②技術的検討、③実効性の高い枠組みの検討（義務付けの検討含む）等を進める。

「各施設の設置数に係る基準」 以外の主な意見

<車椅子使用者用便房>

- ・ 誘導基準の見直し案について、便所のある箇所の数え方を明確にすべき。

<車椅子使用者用駐車施設>

- ・ 車椅子使用者用駐車施設の舗装の色を青色とすることを全国的に周知すべき。

<車椅子使用者用客席>

- ・ 構造（サイトラインの確保・前面の手すり高さ・同伴者席を隣接して設置）と分散配置を、設置割合とセットで義務基準とすべき。
- ・ サイトラインの確保については、各施設の特性に合わせ設計やソフト対応で考えるべき。
- ・ サイトライン検討の視焦点は、演目によって変わるのではないか。
- ・ 確認審査の効率性・実効性の観点から、サイトラインの確保を義務基準とすることは困難。
- ・ 前面の手すり高さについては、歩行者の安全性確保（転落防止）の観点も必要ではないか。

ソフト対応による代替措置が困難な車椅子利用者用便所の設置の一層の促進を図るために、**バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の拡充**について検討する。

	第19条特例	第24条特例
対象建築物	特定建築物のうち所管行政庁による認定を受けた 認定建築物	建築物特定施設の床面積が著しく大きい 建築物
要件	誘導基準に適合	国土交通大臣が定める基準※に適合 ※ 国土交通省告示第1481号（H18） に規定
容積率算定にあたり不算入とする部分	建築物特定施設のうち 共用部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場	建築物特定施設のうち 共用部分及居室内の部分で 通常必要となる面積からの増加分 【対象となる建築物特定施設】 廊下等、階段、傾斜路、便所、駐車場、ホテル、 旅館の客室（便所又は浴室等）、浴室、シャワー室
不算入の上限	建築物の延べ面積の 1割まで不算入可能	許可の範囲内
必要な手続き	所管行政庁の 認定	特定行政庁の 許可 ※ ※ 建築審査会の同意が必要

容積率緩和の特例制度の拡充に向けた告示の見直し案（報告）

バリアフリー法第24条に基づく容積率緩和の特例制度の適用要件を定めた「国土交通省告示第1481号」に**車椅子使用者用便所の設置のみで特例が可能となるよう規定を追加**することで**車椅子使用者用便所の設置を促進**する。

	現行	見直し案
特定建築物	次の基準に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する	次の基準の いずれか に適合すること ・ 全ての建築物特定施設が誘導基準に適合する ・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける
特定建築物 以外	次の基準に適合すること	次の基準 のいずれか に適合すること
	・ 以下の全てに適合する	・ 以下の全てに適合する
	出入口 (略)	出入口 (略)
	廊下 (略)	廊下 (略)
	階段 (略)	階段 (略)
	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である	便所 ・ 腰掛便座及び手すりの設けた便房がある ・ 出入口の幅が80cm以上である ・ 戸を自動開閉とするなど車椅子使用者が容易に開閉・通過できる構造である
	敷地内通路 (略)	敷地内通路 (略)
	・ 車椅子使用者の到達可能な車椅子使用者用便房※を設ける	

※ 車椅子使用者用便所の構造は以下の通り

- 腰掛便座、手すり等が適切に配置されていること
- 車椅子使用者が円滑に利用できるような十分な空間が確保されていること

赤字: 現行の基準に追加した箇所

【参考】建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WGについて

趣旨

- バリアフリー基準のうち、**建築物内に設ける「車椅子使用者用便房・駐車施設の設置数」「車椅子使用者用客席」**については、建築設計標準の普及等を通じて規模に応じた複数整備が進展しているものの、高齢者、障害者等の外出機会の増大等に伴い、バリアフリー化を着実に進めるための環境整備が求められているところ。
- このため、学識経験者、当事者団体、事業者団体等で構成する「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準に関するフォローアップ会議」に、「**建築物のバリアフリー基準の見直しに関する検討WG**」を設置し、「**車椅子使用者用便房・駐車施設**」や「**車椅子使用者用客席**」の**設置数に関する基準**について、**整備状況等の現状分析を実施**するとともに、**基準見直しの方向性について検討**する。

検討WGメンバー

【学識経験者】

- ・高橋 儀平 東洋大学 名誉教授(座長)
- ・佐藤 克志 日本女子大学 教授
- ・菅原 麻衣子 東洋大学 教授
- ・松田 雄二 東京大学大学院 准教授
- ・布田 健 国立研究開発法人 建築研究所

【障害者団体】

- ・(社福)日本身体障害者団体連合会
- ・(一社)日本パラリンピアンズ協会
- ・(公社)全国脊髄損傷者連合会
- ・(NPO) DPI日本会議

【事業者団体】

- ・(一社)日本ビルディング協会連合会
- ・(一社)不動産協会
- ・(一社)日本ショッピングセンター協会
- ・日本チェーンストア協会
- ・(一社)全日本駐車協会

【劇場等関係団体】

- ・全国興行生活衛生同業組合連合会
- ・(公社)全国公立文化施設協会

【建築関係団体】

- ・(一社)日本建築士事務所協会連合会
- ・(一社)日本建設業連合会
- ・(公社)日本建築家協会
- ・(公社)日本建築士会連合会

【地方公共団体】

- ・東京都
- ・大阪府
- ・横浜市
- ・日本建築行政会議バリアフリー分科会

検討経過

時期	内容
2022（令和4）年8月～	トイレ・駐車場・客席の実態調査 [調査対象] ・調査期間内に確認済証が交付された建築物 ・近年に竣工したスポーツ施設
2023（令和5）年6月23日	第1回検討WG ・実態調査結果、課題の共有
2023（令和5）年8月31日	第2回検討WG ・関係団体の意見の取りまとめ ・バリアフリー基準の素案（トイレ）の提示
2023（令和5）年12月8日	第3回検討WG ・バリアフリー基準の素案（トイレ（再見直し案）、駐車場・客席）の提示
2024（令和6）年3月12日	第4回検討WG ・バリアフリー基準の見直し方向のとりまとめ

令和5年度 福祉のまちづくり推進事業について（報告）

1 福祉のまちづくり推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（2回）
 - ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（4回）
- ～横浜市福祉のまちづくり条例の改正案の検討を行い、専門委員会案を取りまとめました。
あわせて、事前協議の際、合理的配慮の提供をはじめとしたチェックシートの内容を検討するための作業部会を開催（5回実施）しました。

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

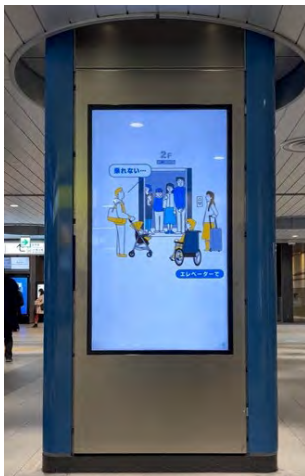
横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）令和5年度協議終了件数 666件

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 福祉のまちづくり推進指針PR動画の放映

新横浜駅に設置されているデジタルサイネージに『ふくまちガイド実践編』の概要を紹介した15秒の動画を放映しました。



イ 子どもリーフレットの作成

福祉のまちづくり推進会議小委員会のメンバーをはじめ、有識者、教育機関関係者との協議・検討を重ね、小学4年生向けのリーフレットが完成しました。

今年度は教員向けの説明資料を作成し、試験的に授業で活用して頂く予定です。



ウ 新採用職員研修の実施（総務局主催）

横浜市職員として市民と接する上で必要な「福祉の視点」を養うことを目的に実施。

- ① 日 時：令和5年4月3日（月）
- ② テーマ：「インクルーシブなまちづくり」
- ③ 講 師：和久井 真糸 氏（福祉のまちづくり推進会議委員）
萩原 昌子 （横浜市職員）
古川 実利 （横浜市職員）
- ④ 受講者：新卒・社会人・技能職員採用 約 700 人

エ 横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いすを用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施しました。

【開催概要】

- ① 日 時 1日目：令和5年11月8日（水） 13時00分～17時00分
2日目：令和5年11月9日（木） 13時00分～17時00分
- ② 会 場 横浜市庁舎1階 市民協働推進センター スペースA・B
- ③ 受講者 合計40名（1日目：19、2日目：21名）
※ 受講者内訳 本市職員…30名、市職員以外…10名
（うち事務8名、建築名、土木11名、造園7名、機械1名）
建設・設計会社10名、その他3名）
- ④ 内 容
 - ・トイレセミナー（TOTO）
 - ・車いすユーザーによる動作寸法のデモ＋車いす体験
 - ・車いすユーザーによる講話
 - ・グループワーク

（写真）当日の様子



エ 関東学院大学出前講座

関東学院大学社会学部の「KGU キャリアデザイン入門」の授業のなかで、「ふくまちガイド」を使った説明を行いました。（令和5年7月10日実施）

(4) 本市後援事業

ア 関内まちづくりユニバーサルデザイン勉強会

(主催：NPO 法人横濱ジェントルタウン倶楽部 令和5年10月19日、11月14日開催)

関内駅前の再開発など新たなまちづくりが展開される機会をとらえ、再開発地区やその周辺のエリア一帯でのまちづくり計画・構想などを学び、誰もがわかりやすく、行動しやすいまちにするためのアイデアや提案を話し合いました。

また、まち歩きやワークショップ通じて、事業者の方々も無理なく合理的な範囲で対応できるユニバーサルデザインのまちづくりのあり方を考えました。

イ ホッチポッチマーケット&ミュージックフェスティバル2023

(主催：ホッチポッチミュージックフェスティバル実行委員会

(事務局：NPO 法人アークシップ) 令和5年11月3日、4日 開催)

「みんなちがって みんないい」をキャッチフレーズに、国籍・世代・性別・障がいの有無など関係なく集い、音楽のチカラで「つながる」ことを目的にした音楽祭で、これあわせて、ワークショップや企業、キッチンカーの出展なども行われました。



2 ノンステップバス導入促進補助事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助しています。

・令和5年度補助台数：27台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保有台数(台)	1,578	1,572	1,595	1,619
導入率(%)	79.2%	79.8%	81.7%	82.9%

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助しています。

・令和5年度は新規の補助は行っていません。

(参考)

○ 横浜市内全駅における段差解消駅

	市内全駅(160駅)	
	段差解消駅数	進捗率
令和5年度末 現在	154駅	96.3%

4	福祉のまちづくり推進事業等		事業内容 「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ソフト（知識や情報など無形の要素）とハード（施設整備など有形の要素）を一体的にとらえ、福祉のまちづくりを推進します。 また、福祉ニーズに十分に対応できるよう、環境等の整備を行います。	
本年度		10億6,961万円	1 福祉のまちづくり推進事業〈拡充〉 3,706万円（1,032万円） <u>車いす使用者用駐車区画の適正利用を推進するため、パーキングパーミット制度を導入します。また社会情勢の変化を踏まえた施策の検討を行います。</u> (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 推進指針の広報・啓発等 (4) 福祉のまちづくり普及啓発 (5) 条例対象施設についての事前協議・相談等 (6) バリアフリー設備適正利用推進〈新規〉【基金】	
前年度		5 億6,515万円		
差 引		5 億446万円		
本年度の財源内訳	国	—		
	県	—		
その他		1,602万円		
市 費		10億5,359万円	2 ノンステップバス導入促進補助事業 1,106万円（1,821万円） 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。（20台）	
3 福祉有償運送事業 445万円（415万円） 福祉有償運送を行う特定非営利活動法人等の登録、検査等を実施します。また、登録に先立ち、福祉有償運送の必要性及び適正な実施等について関係者による事前協議を行うため、福祉有償移動サービス運営協議会を開催します。				
4 再犯防止推進計画推進事業 79万円（129万円） 「誰もが安心して自分らしく健やかに暮らすための更生支援の方向性—横浜市再犯防止推進計画—」を効果的、効率的に推進するため、「横浜市更生支援ネットワーク会議」を通じて、刑事司法関係者と市内福祉関係者等との連携協力関係を築きます。				
5 地域福祉保健関係職員人材育成事業 1,336万円（1,345万円） 社会福祉職・保健師の専門性を向上させることを目的に、人材育成ビジョンに基づき、研修プログラムを充実させ、職員から責任職までの一貫したキャリア形成支援を行います。 また、各種媒体等を活用した採用広報、若手職員によるリクルート活動などを行い、優秀な人材の確保をさらに進めます。				
6 福祉保健システム運用事業〈拡充〉 10億289万円（5 億1,773万円） システム安定稼働や円滑な各事業進捗のための保守管理及び7年度の税システム等の標準化移行にあわせたデータ連携等を行います。				

横浜市パーキング・パーミット制度 (横浜市障害者等用駐車区画利用証制度) を開始します ～インクルーシブなまちを目指して～

車いす使用者をはじめとした、歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のために設置されている車いす使用者用駐車区画の適正利用を推進するため、県内では初めてとなる横浜市パーキング・パーミット制度（横浜市障害者等用駐車区画利用証制度）を導入いたします。

1 制度概要

特定の要件を満たすご本人またはご家族からの申請に対して、横浜市から利用証を発行します。この利用証を車いす使用者用駐車区画に駐車する際、ルームミラーなどへ掲げていただくことで、安心して駐車できるようにするとともに、適正な利用を促進する制度です。

※利用証を掲示することにより、車いす使用者用駐車区画に必ず駐車できることを保証するものではありません。

利用イメージ
(ルームミラーにかける)



利用証イメージ



障害者・高齢者等を対象とした無期限のもの



妊産婦・けが人等を対象とした有期限のもの

2 利用証の交付対象者

歩行が困難な方や移動の際に配慮が必要な方のうち、次の方

対象者	要件	利用証の種類
高齢者	要介護認定者	無期限の利用証
障害者（身体・精神・知的）	等級による	
難病患者	受給者証の取得者（小児を含む）	
妊産婦	母子手帳取得時から産後1年まで	有期限の利用証
けが人	医師の診断書による	

3 利用証申請の受付開始日

令和6年7月1日（月）から申請受付を開始

4 利用証の申請方法

以下のフォームによる電子申請又は郵送による申請とし、身体障害者手帳や診断書の写しなど必要書類を確認のうえ、利用証を申請者に郵送します。

（申請受理から発送まで2週間程度を予定していますが、申請状況により、時間を要する場合があります。）

<電子申請フォーム>



申請の受付は7月1日から開始です

<郵送申請方法>

下記の郵送申請先まで必要書類を郵送してください。

（封筒及び郵送料は自己負担となります。）

◇必要書類

①交付申請書 ②要件を満たすことが確認できる書類

◇郵送先

〒231-0005

横浜市中区本町6丁目50番地の10

健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当 宛

お問い合わせ先
健康福祉局 福祉保健センター担当課長 工藤 恵子 Tel 045-671-3563

＼ インクルーシブなまちを目指して ／

横浜市 パーキング・パーミット制度が はじまります！



配慮が必要な方があんしんして停められます

利用証は 2種類あります

駐車の際に
車のルームミラー等に
掲げて使用します。

有効期限
なし



有効期限
あり
一時的に
歩行が困難な方用



制度の詳細や交付申請書は、
本市ホームページをご覧ください。

横浜市 パーミット



詳しい申請方法は裏面へ

「横浜市パーキング・パーミット制度」について

(横浜市障害者等用駐車区画利用証制度)

横浜市内に在住の歩行が困難または移動に配慮が必要な方で、下記の条件を満たす方に利用証を交付します。

区 分			等級など	申請の際に必要な書類	利用証の有効期限
身体障害者	視 覚 障 害		1級～4級	身体障害者手帳の写し (住所、障害等級などが確認できるページ)	
	聴 覚 障 害	聴覚障害	2級・3級		
		平衡機能障害	3級・5級		
	肢体不自由	上 肢	1級・2級		
		下 肢	1級～6級		
		体 幹	1級～5級		
	脳原性運動機能障害	上肢機能	1級・2級		
		移動機能	1級～6級		
	内 部 障 害 (免疫機能障害含む)		1級～4級		
知的障害者			A1・A2	療育手帳の写し (住所、障害程度の欄などが確認できるページ)	対象者としての 基準に該当しなく なるまで(無期限)
精神障害者			1級	精神障害者手帳の写し (住所、障害等級などが確認できるページ)	
高 齢 者 等			要介護1～5	介護保険被保険者証の写し (住所、要介護度が確認できるページ)	
難 病 患 者			特定疾患医療受給者、 特定医療費(指定難病)受給者、 小児慢性特定疾病医療受給者	次に掲げるいずれかの写し(住所などが確認できるページ) ●特定疾患医療受給者証 ●指定難病医療受給者証 ●小児慢性特定疾病医療受給者証	
その他の対象者			上記の障害等級等に 該当しない者	上記の各写しに加えて、歩行が困難または移動に 配慮が必要であることが確認できる 医師の診断書もしくは意見書等の写し	
妊産婦(出産後は乳児同伴時に限る)				母子健康手帳の写し (住所及び出産(分娩)予定日の記載があるページ)	母子手帳取得時 ～産後1年
けが人等(車いす、杖使用者など移動に配慮が必要な者)				次に掲げる全て ●医師の診断書若しくは意見書等の写し(3ヶ月以内のもの) ●本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し	市が必要と 認める期間 (原則1年以内)

申請方法

交付申請書(ホームページからダウンロードまたは区役所で配布)に、必要な添付書類を添えて、**電子申請** または **郵送申請** をすることができます。

ご家族など代理で申請する場合には、代理人の本人確認書類が必要です。

申請の受付は7月1日から開始です



郵送申請

下記の郵送申請先まで必要書類を郵送してください。
封筒及び郵送料は自己負担となります。

〒231-0005
横浜市中区本町6丁目50番地の10
健康福祉局福祉保健課 利用証制度担当 宛



電子申請

横浜市電子申請システムで、受け付けています。



申請先の確認など

制度の詳細や交付申請書は、
本市ホームページをご覧ください。

横浜市 パーミット



お問合せ

横浜市役所健康福祉局福祉保健課 TEL:045-671-2443 FAX:045-664-3622

ヨコハマ市民まち普請事業
1次コンテスト 参観者募集

まちづくりの助成金対象提案の公開選
考会

日 7月21日(日)10時15分～17時30分

所 市役所アトリウム

問 都市整備局地域まちづくり課 (Tel 671-2679 Fax 663-8641)

こどもコマ大戦 参加者募集

小学生、各抽選48人。コマ作りとコマ対
戦でものづくりの楽しさを体験

日 8月24日(土)10時30分・12時30分・15時

所 市役所1階市民協働推進センター・
スペース

費 1,000円

申 7月31日までにWEBで

問 経済局ものづくり支援課 (Tel 671-2567
Fax 664-4867)

お知らせ

市有地売却・入札不落等物件売却
先着順受付は8月1日から



8月から 小児医療証は
カードサイズに変更

小児医療証を交付されている人へ8月
からの新しい証を7月下旬に送付。詳細
はWEBで

問 健康福祉局医療援助課 (Tel 671-4115
Fax 664-0403)

南部児童相談所の移転

日 7月16日(火)

所 港南区丸山台1-9-10

問 南部児童相談所 (Tel 831-4735 Fax 833-
9828<7月15日まで>、Tel 349-0122 Fax
840-1258<7月16日から>)

本牧市民プール・横浜プールセンター
回数券の払い戻し期限のお知らせ

有効期限のない回数券の払い戻しは
2025年3月31日まで。詳細は問合せか
WEBで

問 スポーツ協会 (Tel 640-0015 Fax 640-0024)

国民年金保険料
免除・納付猶予制度のお知らせ

前年所得が一定基準額以下等で保険料
を納付することが困難な場合、申請で保
険料が免除・納付猶予に。詳細はWEBで
問 居住区の区役所保険年金課か健康
福祉局保険年金課 (Tel 671-2418 Fax 664-
0403)

「財政のあらまし(1)」の閲覧

令和6年度当初予算及び令和5年度下半
期の予算執行状況。WEBからも可

所 市役所3階市民情報センター、区役所
広報相談係

問 財政局財政課 (Tel 671-2231 Fax 664-
7185)

都市計画市素案①説明会②縦覧

「都市計画の方針の改定」と「線引き見
直し」。会場など詳細はWEBで

日 ①7月18日(木)・19日(金)・22日(月)～24日
(水)19時、7月20日(土)14時
②7月25日(木)～8月8日(木)(土・日曜は
除く)

問 建築局都市計画課 (Tel 671-2657 Fax
550-4913)

横浜市病院協会看護専門学校説明会
参加者募集

事前申込制。詳細はWEBで

日 7月27日(土)10時・13時30分

問 横浜市病院協会看護専門学校 (Tel
834-2002 Fax 834-1809)

環境アセスメント図書の縦覧

旧上瀬谷通信施設地区と東名高速道
路を直結する新たなインターチェンジ
整備事業 計画段階配慮書

環境情報提供書の提出は問合せ先へ

日 7月25日(木)～8月8日(木)

所 瀬谷区役所広報相談係、問合せで

問 みどり環境局環境影響評価課 (Tel 671-
2495 Fax 663-7831)

意見募集中の
案件一覧はこちら



市民意見募集

歴史的風致維持向上計画(素案)

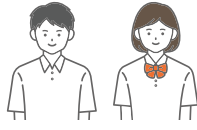
資料の閲覧は期間中WEBで

日 7月30日(火)～8月30日(金)

問 都市整備局都市デザイン室 (Tel 671-
2023 Fax 664-4539)

令和6年10月分から 児童手当が拡充されます

- 高校生年代まで支給期間を延長
- 所得制限なく支給



申請が
必要です

【申請期間】7月1日(月)～10月31日(木)

令和6年10月1日時点で高校生年代の子どもがいる方や、所得制
限で支給対象外となっている方は申請が必要。詳細はWEBで。

問 こども青少年局こども家庭課 (Tel 641-8411 Fax 641-8412)



インクルーシブなまちを目指して

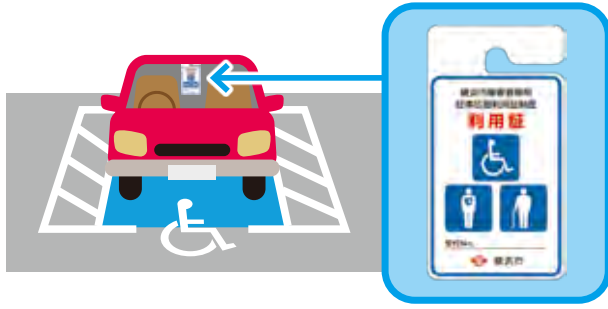
横浜市パーキング・パーミット制度が始まります

商業施設等にある車いすマークなどのついた駐車区画は、障害のある人や、要介護状態の人、
妊娠中の人など、配慮が必要な人のための駐車スペースです。横浜市では、この駐車スペースの
適正利用を推進するため、対象になる人へ、7月から申請により利用証を交付します。

問合せ 健康福祉局福祉保健課 Tel 045-671-2443 Fax 045-664-3622



詳しくは
こちら



よこはま
彩発見
vol.19

海、港、緑、歴史、地域、人々、さまざまな魅力を持つ都市横浜。この街の彩りを「よこはま彩発見」としてお届けします。
今回は横浜出身の地図研究家 今尾恵介さんに地図に見る横浜の変化について寄稿していただきました。

地図に見る横浜の激変ぶり

地図研究家 今尾 恵介

ウェブ版では
抽選で
読者プレゼント
あり

さらに
詳しい話は
こちら



▼25,000分の1地形図「横浜西部」昭和43年修正



昭和43年修正の左図では森や畑が目立ち、相鉄いずみ野線も未開通。最新の右図では建物を示す朱色で覆われ、開発が進んだ様子が見て取れる。

▼地理院地図 2024年5月2日ダウンロード



自分でも当時の最新
版「昭和43年修正」(左
図)を購入。建物の並
び方や線路、等高線な
どを見ながら、実際の
景色と比較するのが楽
しみとなった。

近場のみではなく北
海道や沖縄など、行っ

たことのない地域の地形図を買っては現地の風景を想像したものである。それから
半世紀以上経った現在が右図で、地域の激変ぶりは見ての通り。古い地図には
「時代の空気」が詰まっている。

今尾 恵介(いまお けいすけ)

地図研究家。1959年、横浜市生まれ。中学生の頃から地形図や時
刻表を愛読。『地図マニア 空想の旅』、『日本200年地図』、『地図帳
の深読み』シリーズなど地図や地名、鉄道に関する著作多数。



私が4歳の頃、平塚市
から引っ越してきたのが
保土ヶ谷区(現旭区)
南希望が丘であった。
東海道新幹線が開通
した1964(昭和39)年の
ことである。その「夢の
超特急」は自宅から田
んぼ越しに見ることがで

きた。最寄りの希望ヶ丘駅を通る相鉄線はたしか2～3両で、木造の黄色い電
車も走っていたことを覚えている。

当時の横浜市はまさに人口急増中で、入学した万騎が原中学校(図中A)
は1学年に14クラスもあり、校庭には何棟ものプレハブ校舎。そこで出会ったのが
2万5千分の1地形図である。社会科の先生が学校の載った「横浜西部」の
実物を見せてくれたのが、現在の仕事のきっかけだ。

問合せ 政策経営局広報課 Tel 045-671-2331 Fax 045-661-2351

「（仮称）2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会」 の設置について

公益社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

2024年7月31日

1. 2027年国際園芸博覧会 概要

- 博覧会種別 : A1(最上位)クラス(AIPH承認+BIE認定)
- 正式略称 : GREEN×EXPO 2027
- 開催期間 : 2027年3月19日(金) ~ 9月26日(日)
- 開催場所 : 神奈川県横浜市・旧上瀬谷通信施設
- 参加者数 : 1,500万人(有料来場者数:1,000万人以上)
- 出展国数 : 70の国・国際機関
- 経済波及効果 : 7,310億円(生産誘発効果)
- 開催主体 : 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
(会長:十倉 雅和(一般社団法人日本経済団体連合会 会長))



1都3県では初の万博

背景

プラネタリー・バウンダリー（地球の限界）

気候変動、生物多様性の喪失、大気汚染など

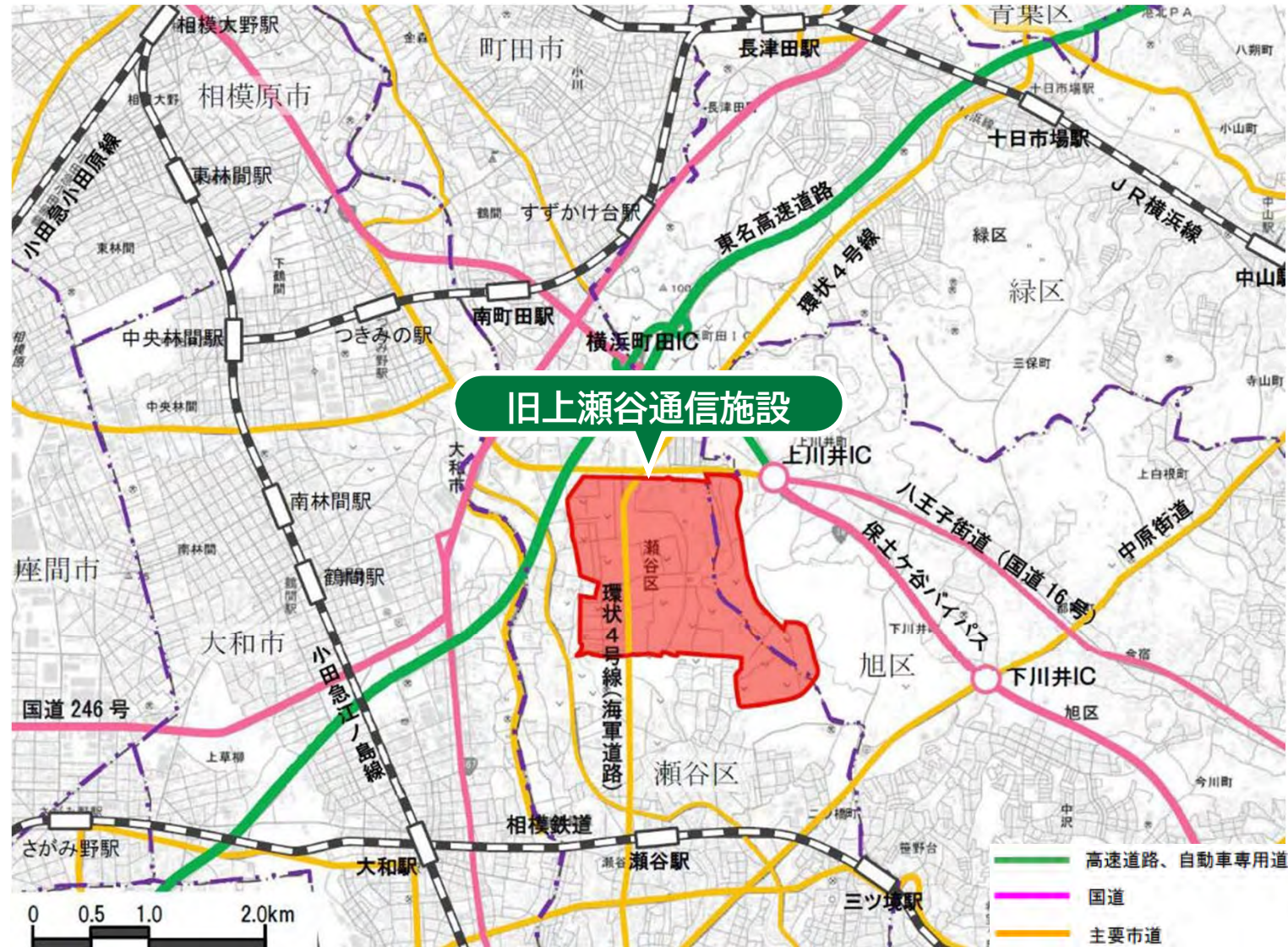
幸せを創る明日の風景

Scenery of the Future for Happiness

自然を活用した解決策 = Nature-based Solutions

自然・人・社会が、共に持続するための最適解

開催場所（旧上瀬谷通信施設）の位置





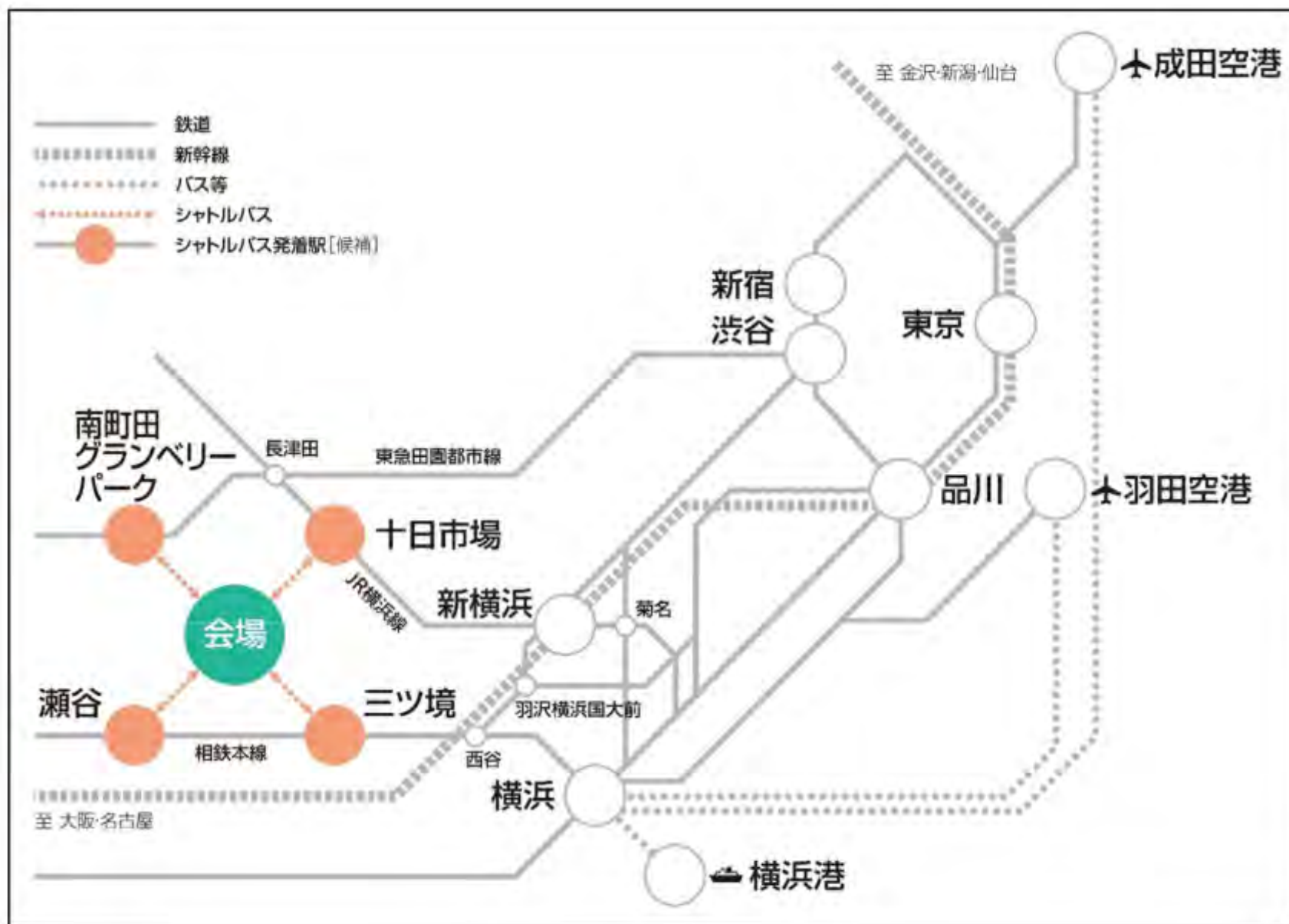
2027年国際園芸博覧会 会場計画コンセプト

Nature-based Design

地形を尊重し、自然の力を生かす 交流空間の創造



会場までの公共交通機関によるアクセス



2. (仮称)アクセシビリティ・ガイドライン 検討会について

■ 検討会の概要

○趣旨

本博覧会では、2023年1月に策定した基本計画において、国・地域、文化、人種、性別、世代、障がいの有無等にかかわらず、本博覧会を訪れる全ての人々が安全・快適に過ごすことができるよう配慮した計画・整備を行うものとしております。

本基本計画に基づき、当事者や学識経験者等の皆様の参画のもと、当協会はじめ出展者等すべての参加者の整備、運営に関するガイドライン策定検討会を立ち上げます。

○名称

(仮称) 2027年国際園芸博覧会 アクセシビリティ・ガイドライン検討会

○検討事項

施設整備、交通輸送、運営（サービス）それぞれの目指すべき水準及びその内容

※委員構成（案）とスケジュール（案）は次項以降

(仮称) アクセシビリティ・ガイドライン検討会について

○委員構成（案）

「移動等円滑化評価会議関東分科会」の委員を中心に、その他に学識者1名、開催都市（神奈川県・横浜市）の当事者団体から数名の委員を想定しています。

また、関係事業者、行政機関へオブザーバー参加依頼を検討しています。

職名	氏名
【学識者】	
中央大学 研究開発機構 教授	秋山 哲男
宇都宮大学 地域デザイン科学部 教授	大森 宣暁
中央大学 研究開発機構 准教授	丹羽 菜生
【当事者団体等】	
関東ろう連盟	
公益財団法人 日本知的障害者福祉協会	
神奈川県手をつなぐ育成会	
公益社団法人 日本発達障害連盟	
公益財団法人 全国老人クラブ連合会	
公益社団法人 日本精神保健福祉士協会	
一般社団法人 全日本視覚障害者協議会	
社会福祉法人 日本身体障害者団体連合会	
特定非営利活動法人 自立生活センター・小平	
公益財団法人 日本財団 パラスポーツサポートセンター	
認定NPO法人 D P I 日本会議	
開催都市枠（数名）	

(仮称) アクセシビリティ・ガイドライン検討会について

○スケジュール（案）

2025年3月のガイドライン発出を目途に、検討会を3回、テーマ別ワーキングの開催を予定しています。

2024年度

2025年度

2026年度

2027年度

8月頃

3月

8月～3月

アクセシビリティ・ガイドライン
検討会

8月頃

第1回

11月頃

第2回

2月頃

第3回

テーマ別
ワーキング

テーマ別
ワーキング

ガイドライン発出（予定）

GREEN
×
EXPO
2027

（仮称）アクセシビリティ・ガイドライン



誰もが叶えたいと願う
「幸せを創る明日の風景」を
皆さんと一緒に。

GREEN × EXPO 2027
公式マスコットキャラクター